筆跡鑑定 55，000 円（税込）～

遺言書・借用書・怪文書・各種契約書等

利き手と反対の手で書いても鑑定可能です

遺言の真相解明、金融機関の払出し伝票の鑑定に最適

遺言書、中傷文、契約書、領収証、婚姻届、養子縁組届など，さまざまな筆跡に関するお困りごとに対応します。

●簡易鑑定　55，000 円（税込）～

主に交渉用や実態を知るための、簡易な構成と説明の鑑定書を作成いたします。
1 つの鑑定資料 (調べたいもの) に対し、照合する為の対照資料 5 点程度 について分析・調査を行い簡易鑑定書を作成いたします。

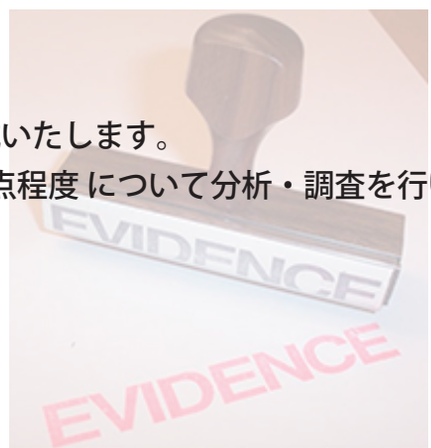

●本鑑定　　22 万円（税込）～

裁判資料として使える筆跡鑑定書です。

※1 つの鑑定資料 (調べたいもの) に対し照合するための対照資料 5 点程度について、分析・調査いたします。

●筆跡反論鑑定

相手方の鑑定書に誤りがあり、それについて反論する文書、または反論と鑑定を一体化した文書を作成いたします。

※最初に『反論調査費』がかかる場合がございます。

●簡易鑑定後に本鑑定も可能です

「簡易鑑定」を行なった上で、より詳しい鑑定が必要と判断された場合に「本鑑定」をされる場合もあります。まずは、お気軽にご相談ください。

弊社では、必要な鑑定を適正価格でご提供します
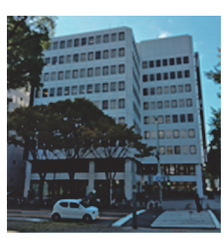
●お気軽にお問い合わせください●
株式会社エコワークリサーチ＆コンサルティング
名古屋市中区丸の内 3 丁目 5-10　名古屋丸の内ビル 8F
TEL 052-717-6618
E-mail eco.work.research@gmail.com